

【再確認】介護保険住宅改修の支給対象等における注意点

介護保険制度では、要介護（要支援）認定を受けた方が、住宅において自立した日常生活を営むため、介護者の負担を軽減するために住宅改修の支給対象となる住宅改修を行う場合、申請によりその費用の一部が介護保険から支給されます。

新築、増築及びリフォーム工事の補助制度ではありません。

老朽化によるものや将来的に必要と推測される内容の工事は支給対象となりません。

介護保険法による住宅改修は、ケアマネジャーの専門的な視点から判断した、被保険者に必要な改修であり、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修のみが支給対象となります。 施工業者、被保険者及び被保険者の家族等の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。そのため、まず被保険者及び被保険者の家族の方と十分に協議を行った上、関係業者の協力を得て進めてください。

ケアマネジャーは、住宅改修に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経路、住宅の状況及び福祉用具の導入状況等総合的に考慮し、必要な住宅改修の工事内容、箇所を検討してください。

要介護（要支援）認定の申請中、又は被保険者が入院・入所中の場合でも事前申請は受けることができますが、支給申請は被保険者の要支援・要介護度が確定後又は退院・退所後になります。認定結果が非該当になった場合、退院・退所されなかった場合等には支給の対象となりません。ケアマネジャーは、改修前に被保険者及び被保険者の家族等には十分に説明し、理解を得てください。

改修する住宅に複数の被保険者がいる場合には、改修箇所が重複しないようにしてください。また、同一箇所の工事費を複数の被保険者で按分することはできません。

被保険者又は家族自らが改修工事を行う場合には、材料費のみが支給対象となり、人件費や取り付け等に係る手間賃は対象となりません。工事費内訳書は、必要な材料の明細を記載してください。材料の購入は、事前申請終了後に行っていただき、購入資材の名称が記載された被保険者名義の領収書、レシートを支給申請の際に提出してください。

事前申請時と改修内容や改修箇所が変わっていた場合、事後申請時に介護保険対象外となることがあります。ケアマネジャーは施工業者と連携を取り、情報を共有してください。**改修工事の変更（手摺の本数や改修箇所等）は必ず市へご連絡ください。**